

(一関市室根地区会館条例の一部改正)

改正前					改正後								
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）								
施設名	利用区分	単位	利用料金の限度額		施設名	利用区分	単位	利用料金の限度額					
			基本利用料金	暖房料				基本利用料金	暖房料				
第2条の表に規定する会館のうち 室根交流促進センターを除く会館	各室	1時間	1室につき 200円	実費を基準とし、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額	第2条の表に規定する会館のうち <u>室根田茂木地区コミュニティセンター</u> 及び室根交流促進センターを除く会館	1時間	1室につき 200円	実費を基準とし、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額					
									<u>室根田茂木地区コミュニティセンター</u>	小会議室	1時間	100円	20円
										中会議室		200円	40円
										大会議室		400円	80円
					<u>調理実習室</u>		300円	60円					
室根交流促進センター	集会室	1時間	400円	100円	室根交流促進センター	集会室	1時間	500円	100円				
	会議室		400円	100円		会議室		400円	80円				
	調理実習室		400円	100円		調理実習室		400円	80円				
	研修室		800円	200円		研修室		500円	100円				
[略]					[略]								

備考 改正部分は、下線の部分である。